

この度の大震災は、被災住民の生活基盤はもとより、教育基盤を大きく揺り動かすものであり、被災児童生徒の教育の確保や、保護者の経済的負担の軽減への配慮などが大きな課題となった。

まず、公立学校関係では、児童生徒や家族の被災、校舎の損壊、交通機関の途絶・遮断などで休校措置を余儀なくされる中、生徒・教職員の通学・通勤対策の検討を行う一方、避難所となった学校では、教職員等が避難者の救援に奔走するとともに、早期の授業再開や仮設校舎の設置などの緊急課題に対処した。学校での被災者の受入れについては夏休み中の解消が望まれたが、11月30日現在、21校に219名の方の生活が続いている。

また、多くの児童生徒が、家屋損壊などの被害のため、県内外への避難を余儀なくされたり、生活の基盤をなくしたことから、緊急避難的な転校や教科書等の学用品の給与、授業料等の免除など、経済的な支援をはじめとする諸施策を実施した。さらに、間近に迫った高等学校入学者の選抜について、日程変更などを行った。

加えて、被災者の教育相談に対処するための体制整備を図ったほか、震災により大きな心理的ショックを受けた児童生徒に対する心のケア事業を実施した。

震災による児童生徒の転出は、ピーク時には26,000人に達したが、これは一時的な避難のためであって、近い将来相当数が戻ってくるのが予想され、また、被災地にいる子供たちの心のケアや災害からの教育復興への取組が必要となるため、教職員定数と学級編制について弾力的な措置を講じたこととした。具体には、いわゆる標準法により国で措置される教職員定数について、震災がなかったものとして算定した定数の確保を国に強く働きかけ、平成7年度の学級編制については、年度内に戻ると見込まれる児童生徒の数を加えて編制し、年度内の学級編制替えを避けることとした。なお、こうした推計にあたっては、サンプル調査により、県内外へ転出した児童生徒数のうち約8割が戻ってくると見込んだ。

その後、学校では被災建物の撤去と復旧が空前の規模と体制で進行中である。ただ復旧のみを目指すのではなく、この貴重な経験を生かす方向での取組も始められ、復興につながる努力が具体化しはじめています。

一方、私立学校については、教科書等学用品の無償給与や授業料・入学料の軽減措置への支援を行うとともに、私立学校の当面の運転資金を確保するため各種補助金の交付時期を早める等の措置を講じた。

また、文部省に対して①激甚災害国庫補助の私立学校に対する復旧予算の確保と補助率のかさ上げ②補助対象校の専修学校・各種学校への拡大③応急仮設校舎建設費の補助対象化④私立学校への授業料等軽減措

置に対する財政援助要望を行い、併せて日本私学振興財団への要望も行った。

さらに、被災した私立学校に対し、教育用備品等の復旧に要する経費について経常費補助等の上乗せ助成を行うこととした。

加えて、国や県の事業を補完するため、財団法人阪神・淡路大震災復興基金による私立学校仮設校舎補助、私立学校復興支援利子補給、私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助等を創設した。

なお、私立学校においても、施設復旧に伴う国庫補助の現地調査が3月から文部省により実施された。

(1) 児童生徒、教育施設等の被害状況

ア 児童生徒等の死亡者の状況

この度の大震災で犠牲となった児童生徒等の死者数は、全県で481人で、学校別では以下のとおりである。

小学校児童の死亡者数は、県下合計で165人〔内訳：神戸市立108人、阪神地域50人（西宮市立35人、芦屋市立12人、伊丹市立1人、宝塚市立2人）、淡路地域4人、私学3人〕。

中学校生徒の死亡者数は、県下合計で85人〔内訳：神戸市立47人、阪神地域31人（西宮市立20人、芦屋市立7人、宝塚市立4人）、淡路地域3人、私学4人〕。

高等学校生徒の死亡者数は、県下合計で65人〔内訳：神戸市立17人、県立24人、私学24人〕。

盲・聾・養護学校生徒の死亡者数は、県下合計で4人〔内訳：神戸市立3人、県立1人〕。

幼稚園児の死亡者数は、県下合計で38人〔内訳：神戸市立4人、阪神地域で4人（西宮市立1人、芦屋市立3人）、私学30人〕。

専修・各種学校生徒の死亡者数は、県下合計で14人。

大学・短大学生の死亡者数は、県下合計で110人。

イ 学校教職員の死亡者の状況

この度の大震災は、教職員にも多くの犠牲者を出し、死亡者数は全県で40人となっている。学校別の死亡者数（県下合計）は、以下のとおりである。

小学校教職員11人〔内訳：神戸市立7人、阪神地域2人（西宮市立、芦屋市立）淡路地域2人〕。

中学校教職員3人〔内訳：神戸市立2人、阪神地域1人（西宮市立）〕。

高等学校教職員4人〔内訳：県立3人、西宮市立1人〕。盲・聾・養護学校教員1人（神戸市立）。

幼稚園教職員4人〔内訳：神戸市立1人、阪神地域1人（芦屋市立）、私学2人〕。

専修・各種学校教職員6人。
大学・短大教職員11人。

ウ 学校施設の被害状況

県立学校174校中、152校に被害があり、うち改築が必要な学校は7校あった。

市町立学校1,835校中、21市48町の944校に被害があり、うち大規模な被害校は69校であった。

私学では、小・中・高等学校で49法人、幼稚園210園、専修・各種学校で157校（外国人学校16校を含む）、大学・短大で44校に被害が出た。このうち、全壊を含む大規模被害を受けた学校は、小・中・高校8法人、幼稚園16園、専修・各種学校19校（外国人学校2校を含む）、大学・短大9校の計52法人・校であった。

さらに、2月18日以降の調査により改築が必要となった学校は、県立学校では4校増の11校に、また市町立学校では大規模被害校69校のうち43校が改築と判定された。

なお、危険な校舎については、早急に取り壊しが行われた。

エ 社会教育施設の被害状況

県立施設では、近代美術館（神戸市）、図書館（明石市）、人と自然の博物館（三田市）、歴史博物館（姫路市）、嬉野台生涯教育センター（社町）で被害があったものの閉館は近代美術館（2階部分落下の危険）のみであった。

市町立施設では、公民館122、図書館24、博物館等20、青年教育施設5、少年教育施設4、婦人教育施設1、視聴覚教育施設3、その他1の計180施設に被害があった。

オ 社会体育施設の被害状況

県立施設では、文化体育館（神戸市）、海洋体育館（芦屋市）、総合体育館（西宮市）、弓道場（明石市）に被害があった。建物の被害が比較的軽かった総合体育館は平常業務を続けたが、他の3施設は震災直後から休館した。平成6年度中に応急復旧工事を実施した海洋体育館と補修復旧工事を実施した弓道場は、4月から業務を再開した。文化体育館は、スポーツ館が半壊して使用不能となり、本館もアリーナに大きな損傷を受けたため業務を休止している。なお、海洋体育館は、護岸、艇置場、陸揚げスロープに隆起、陥没等大きな被害を受けており、本格復旧には至っていない。

市町立施設では、体育館46、運動場10、球技場7、テニスコート10、プール9、武道場4の計86施設に被害があった。

カ 文化財の被害状況

国指定の文化財（546件）では、建造物29、美術工芸品7、民俗文化財1、史跡7、重要伝統的建造物群保存地区1（34棟）の計45件に被害があった。主な被害文化財としては、旧神戸居留地十五番館の壊滅をはじめ旧ハンター住宅、旧トーマス住宅、小林家住宅（旧シャープ住宅）の煙突落下、屋根破損などや旧山邑家住宅、太山寺本堂（国宝）等である。

県指定の文化財（717件）では、建造物44、

美術工芸品3、民俗文化財4、史跡2、名勝1の計54件に被害があった。主な被害文化財としては、山邑家住宅主屋、山邑酒造酒蔵の倒壊や長遠寺庫裡、川向家住宅、上谷上農村歌舞伎舞台、瀬酒造用具一式等である。

なお、被害が甚大であった県指定重要文化財の山邑家住宅、山邑酒造株式会社酒蔵、旧辰馬喜十郎店・酒蔵の3件については、生き埋め者の緊急救出などに伴い滅失し、指定を解除した。

(2) 教育の応急対策

ア 応急教育

① 学校の休校措置

(県立高等学校)

1月18日以降、阪神地区の一部と比較的被害の少なかった東播磨、淡路地区の高等学校で、漸次授業を再開していった。

1月26日時点では、神戸・阪神地域の半数近くの高等学校が休校であったため、学校長を召集して緊急連絡会を開催し、具体的な授業再開の方法(分校方式、混合授業方式、暫定的転校方式等)と授業実施の方法(昼間2部授業、時差通学等)の説明を行った。

その後、公共交通機関や水道・ガス等の復旧に伴い、被害が大きかった学校でも短縮授業や分校方式などの方法を採用入れながら授業を再開していった。2月10日、淡川高校の授業再開により県立高等学校の休校はなくなった。

(市町立学校)

1月18日以降、学校への避難者の受入れを優先しながら、東播磨、淡路両地域から徐々に授業再開が進んだが、神戸市立小・中学校は全校休校、阪神地域では、西宮市、芦屋市の全校と他市の一部小・中学校が休校していた。

1月30日時点では、芦屋市の全校と神戸市の109校、さらに西宮市の一部小・中学校がまだ再開されていなかったが、他の市では短縮授業を含めて再開していた。なお、校舎の被害が大きい学校では、臨時校舎の建築や周辺学校への分散等により授業を再開した。

2月17日時点でも、神戸市の19小学校、1高等学校、3養護学校と西宮市の1養護学校が依然として休校であったが、2月24日、全校で授業が再開されるにいった。

(県立盲・聾・養護学校)

校舎の損壊やライフラインの寸断で授業が実施できない状態になるとともに、神戸・阪神地域では、家屋の倒壊などにより、避難を余儀なくされる児童生徒もあった。

このため、神戸・阪神地域の県立盲・聾・養護学校9校は、数日間の休校や短縮授業を行ったが、校舎の損壊状況が授業に支障をきたす程のものでないことが判明するに伴い、1月30日すべての県立盲・聾・養護学校が授業を再開した。

(県立大学)

大学施設そのものの被害は比較的軽微だったが、交通機関の寸断のため、休講を余儀なくされた。その後、姫路短期大

学は1月19日、姫路工業大学は1月21日、看護大学は1月24日に授業を再開したが、神戸商科大学は、神戸市営地下鉄が不通のため後期授業を打ち切り、定期試験に代えて平常点等で単位認定を行った。

(私立学校)

学校の多くが神戸阪神地域に所在し、交通機関の寸断等のため、震災直後は被災地の大部分の学校が休校したが、次第に平常化に向かい、3月初めには、一部の幼稚園を除き、授業を再開した。なお、幼稚園ではもともと園児数が減少気味であったことに加えて震災の被害があったため7年度から休園となった園が4園ある。

(外国人学校)

県内18校のすべてが震災により休校したが、被害がわずかであった学校(4校)が震災後3〜4日後から再開し、その他の学校(14校)も順次授業を再開した。

また、神戸中華同文学校、マリスト国際学校、東神戸朝鮮初中級学校、カナディアン・アカデミーなどでは国籍を問わず避難者を受け入れ、外国人県民と日本人県民の交流が見られた。

さらに、外国人学校に対する支援として、校舎の損壊等、災害復旧に係る事業について国庫補助制度(補助率1/2)、日本私学振興財団による長期低利融資制度が創設されたほか、(財)阪神・淡路大震災復興基金の事業として入学金の軽減、授業料の減免に対する助成、教育用備品等の復旧経費に対する助成、融資に対する利子補給、応急仮設校舎建設費に対する助成、非学校法人の施設復旧費補助が創設された。

なお、県内のすべての外国人学校を構成メンバーとする外国人学校協議会が、7月26日に設立され、外国人学校への支援、日本人との交流の促進による地域の国際化を推進することとしている。

② 転校手続き

(県立高等学校等)

被災による転入学について可能な限り弾力的に取り扱うこととし、各県立高等学校長に対して、特段の配慮を行うよう文書で通知した。

また、私立高等学校の生徒の受入れについても、カリキュラム等の問題があるものの可能な限り弾力的な取り扱いを行うよう指導した。

(公立小・中学校)

倒壊や焼失等により自宅に住めなくなった家庭が多く、また、校舎の損壊や教室が避難所となり、授業再開の見込みが立たない学校も多いことなどもあって、震災直後から県内はもとより全国各地へ転出する児童生徒が相次いだ。

そのような児童生徒の就学の機会を確保するため、転入学の手続きを円滑に行う必要があったが、「平成7年兵庫県南部地震における被災地域の児童生徒等の転入学等について」(1月19日付)の文部省通知により、全国の学校で、被災地域の児童生徒が転入学を希望してきた場合、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに

受け入れることが可能になった。

転出した児童生徒は2万8千人(3月24日現在累計)を超えたが、保護者や児童生徒には、状況が改善されれば元の学校に戻りたいという希望が強いことと、児童生徒の安否確認や、被災状況の把握に追われ、教師が転出に伴う事務を従来どおり処理することが困難となったため、県教育委員会は文部省の指導を受け、2月10日、「兵庫県南部地震における被災地域等の学校運営について」の通知を発し、各市町教育委員会に指導要録、卒業証書等の弾力的扱いの具体的方針を示した。

一方、被災地では、授業再開時に半数以上の児童生徒が転出しているなどの状況もあって、平成7年度への対応に苦慮した学校もあった。なお、転出者数はその後落ち着きを見せ、9月1日現在9,977人となっている。

(県立・盲・聾・養護学校)

震災直後から県内はもとより他府県へ転出する児童生徒がでる中で、障害のある生徒が障害児学校に就学した場合には就学奨励費が支給されること等を勘案して、原則として正式な転校手続きをとることとした。ただ、受入れ校や各家庭の事情を配慮しながら、小・中学校等の転入手続きに準じて弾力的に取り扱えることとした。

2月17日には、一時的な転出入も含めて児童生徒の転出数は92名となった。

③ 教職員定数の確保

被災地の小・中学校における平成7年度の学級編制については、当該年度中に戻ってくるであろう転出者を加えた児童生徒数で行うとともに、さらに災害を受けて精神的に不安定になった児童生徒の心の理解とケアへの取組や防災教育の推進など復興に向けた取組ができるよう担当教員を配置した。平成8年度についても同様の措置が継続できるよう国に対し強く要望している。

④ 仮設校舎

被災県立学校のうち、改築が必要な学校は7校9棟、大規模補修が必要な学校は6校7棟、市町立学校では大規模な被害を受けた学校が6校にのぼった。

これらの学校では、当分の間仮設校舎で対応せざるを得ないが、震災復旧需要による建築資材や施工業者の不足のため、とりえず普通教室と管理諸室の必要な6校に限定して仮設校舎(普通教室120室・管理諸室20室)を建てることとし、平成7年度には9校で特別教室等66室、実習室6室を建築した。

県立兵庫高校のように、全校分の仮設校舎を県立鈴蘭台西高校の第2グラウンドに建設することとし、その建築期間は県立鈴蘭台高校と県立神戸甲北高校を借用しながら授業を再開したケースもある。なお、兵庫高校では、6月5日に3年生が、9月26日に1・2年生が本校に復帰することとなった。

なお、現行制度では仮設校舎で国庫補助の対象となるのは、本来校舎の建替え

などの場合に限られているため、避難所になった学校における教育活動の確保のために、仮設校舎が建設された例はこれまでなく、これらの場合にも補助対象とするような様々な機会をとらえ国に要望した。

市町立学校については、設置者である市町において必要な仮設校舎の建築を行うことになっており、2月17日現在7市1町の86校で建設が検討あるいは実施されていた。

また、2月18日以降の状況は次のとおりである。

被災県立学校のうち、改築が必要な学校が4校増え11校18棟に、大規模補修が必要な学校が3校3棟に、市町立学校では、改築が必要な学校が43校61棟、大規模補修が必要な学校が26校にのぼり、仮設校舎については、県立学校で平成6年度中に7校で建設し、平成7年度には11校で特別教室90室等を建設した。市町立学校については、7市2町の89校で仮設校舎が建設された。

また、校舎の補修あるいは避難者により授業の実施に支障が生じる場合に建築するときも国庫補助対象とされることになった。

11月末現在、避難住民に係る仮設校舎については、ほぼ解消に向かっており大半は撤去されつつある。

⑤ 避難場所となっている学校等の被災者への対応と授業の確保

(県立高等学校)

避難所となっている県立高等学校では、教職員が交代で学校に泊まり込み、被災者の世話を当たった。多くの学校では、断水のため、教職員などがプールの水を汲み上げトイレに用いるとともに、仮設トイレの設置を災害対策本部へ要望し、1月22日に県環境局より全国環境整備事業協同組合を通じて、順次設置されることになった。また、トイレに用いるプールの水の補給が必要な学校に対しては、企業庁が給水車で補給した。

避難者の数は徐々に増え、1月24日のピーク時には12校、10,548人になったが、その後漸減し、1月30日には8,381人となった。

各学校では、教職員が被災者の支援にあたる一方、授業の再開に努めたが、校舎の損壊や交通機関の途絶などにより、1月30日までに授業が再開できた学校は4校であった。

また、生徒の中には、ボランティアとして被災者名簿の作成や救援物資の仕分け・配布等を行った者も多く見られた。

特別教室の活用などによる授業場所の確保、2部授業、あるいは分校方式と、各学校の実情に合わせた授業再開に向けての取組がなされ、さらに4校が2月2日までに授業再開したが、避難者が教室を使用している4校(御影、夢野台、兵庫、長田)では、授業の再開が遅れ、2月10日ようやくすべての学校で授業を再開した。

その後も避難者は次第に減少していき、被災1カ月後の2月17日には4,837人、3カ月後の4月17日には2,302人、6カ月後の7月17日には830人、現在(11月30日)は23人となった。

(公立小・中学校等)

被災地域の小・中学校は災害発生と同時に

避難者の受入れを進め、ほとんどの学校が避難所となり、避難者の救援活動を行いながら、授業再開に向けた取組を進めていった。(1月23日現在避難者数:371校に約17万人)

1月30日の時点で、芦屋市の全校と神戸市の109校、さらに西宮市の一部小・中学校がまだ再開されておらず、体育館をはじめ、教室、特別教室等ほとんどの施設に避難者が入っているため、授業再開の見通しの立たない学校が多くあった。(1月30日現在避難者数:345校に約15万人)

避難者数が減少してきた学校では、避難者に教室から体育館等に移動願うなどして授業再開に向けた教室確保を行った。2月17日現在の避難者数は304校に約11万人。2月24日には全校で授業を再開した。避難者数は順次減少し、川西市では4月3日、伊丹市では4月7日、尼崎市では5月15日、宝塚市、芦屋市では5月22日、西宮市では9月1日に学校における避難所は解消されたが、神戸市では11月30日の時点で、20の小・中・高・養護学校に196名の避難者が生活されている。

(県立盲・聾・養護学校)

震災直後から避難所になったのは県立盲・養護学校の2校で、自校の生徒やその家族、近隣の被災者を約250名受け入れた。これらの学校では、体育館や特別教室での受入れであったため、授業再開には大きな支障はなかった。また、運営にあたっては地元自治会や保護者が中心になっていただき、教職員の負担軽減が図られた。

(社会教育施設等)

被災直後から、住民に公民館・図書館等の社会教育施設や体育館などの社会体育施設を避難場所として提供するとともに、施設職員が被災住民の生活相談に応じたり、生活物資の配送に従事した。特に、公民館等では被災した児童生徒に学習場所として施設を夜間開放するなどの対応も行った。

⑥ 県立盲・聾・養護学校児童生徒緊急避難対策

震災で家屋を失った児童生徒に対して、寄宿舎への緊急避難的な入所を受け入れるべく1月24日から検討を始め、神戸・阪神地域の関係県立盲・聾・養護学校長あて通知して希望者の把握に努めたが、結果としては、家族の元で一緒に暮らしたいという希望が強く入所者はいなかった。

⑦ 県立高等学校生徒の通学対策

公共交通機関の途絶等により通学が困難になった生徒に対して、臨時スクールバスの運行を検討した。神戸・阪神地域の県立高等学校55校で、必要台数が365台との試算も行ったが、1月20日、バスの手配や道路状況等により、実施困難と判断した。(なお、県立兵庫高校の場合、4月以降は、県立鈴蘭台西高校に設置した仮設校舎で授業を行うこととしたため、新たに通学費用の負担が必要となる生徒に対して、通学定期券を給付することとした。定期券の給付は3年生は6月4日まで、1・2年生は9月25日まで行い、それぞれ本校への復帰に伴い終了した。)

⑧ 県立高等学校教職員の通勤対策

1月19日の出勤状況は60%前後であり、通勤バスの配車の対策も考慮したが、その後、教職員一人ひとりの努力の結果、1月27日では80%、さらに2月5日には97%の出勤が確保された。

⑨ 避難住民の多い県立学校への県立学校教職員の派遣

避難場所となっている県立学校は、御影、神戸、夢野台、兵庫、神戸北、長田、星陵、舞子、兵庫工業、西宮、芦屋、武庫工業、伊丹西の各高校、盲学校及び神戸養護学校の15校で、避難者数は最も多いときには10,000人を超えており、当初から当該校の教職員が献身的に避難住民の世話を行ってきた。

県教育委員会としては、住民の避難生活が長引くと判断し、教職員の支援対策として、近隣の県立学校の教職員から活動支援従事者を募り、1月22日から特に支援の必要な御影、兵庫、長田、星陵、芦屋、夢野台、兵庫工業の県立7校に合わせて30~40名を連日派遣した。また、事務室への事務補助として、御影、兵庫、長田、夢野台の4校に事務長会、事務職員協会の支援を得て2月4日から各校2名を派遣した。派遣は7月7日まで実施し延べ1,712名となった。

一方、他県からの支援の申し出も相次ぎ、和歌山県、広島県、滋賀県、三重県から延べ1,139名(1月31日~6月3日)の派遣を受けた。

⑩ 私立学校等への応急支援

1月18日から、各学校へ電話等により被害状況の確認を行うとともに、私立学校の災害復旧の支援方策の検討に入った。

激甚災害法の補助対象となる私立学校は、学校教育法の第1条校(幼稚園から大学)だけであり、専修学校や各種学校(外国人学校を含む)は対象となっておらず、また、補助率も予算の範囲内で2分の1となっていることから、文部省に対して激甚災害国庫補助の私立学校に対する復旧予算の確保と補助率のかさ上げ、補助対象校の専修学校・各種学校への拡大などを要望することとし、1月23日に来県した文部省調査団に提出した。

また、学校の当面の運転資金を確保するため、3月末交付の経常費補助金のかなりの部分を2月末に前倒し交付することとし、幼稚園設備教材費補助金等も従来より交付時期を早めた。同様に7年度においても経常費補助の前倒し交付を行った。

さらに、被災した高校生の喪失教科書の給与に要する経費や被災した私立学校に係る教育用備品等の復旧に要する経費について、経常費補助等の上乗せ助成を行うこととした。

加えて、国庫制度や県単独実施措置を一步踏み出してきめ細かな支援を行うため、財団法人阪神・淡路大震災復興基金により、私立学校仮設校舎補助、私立学校復興支援利子補給、私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助、私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助を創設した。

被災者の受入れを確認している私立学校は、1月下旬のピーク時で、小学校・中学校・高等学校で12法人、受入数は約4,300人であった。これ以外にも何園かの幼稚園で受入れを行っていた。

なお、公的施設への移動、仮設住宅への入居等により、7月下旬にはこれらの被災者の受入れはゼロとなった。

イ 被災児童生徒等への支援対策

① 県立高等学校等の授業料等の免除

大震災にかかる被災住民の生活支援の一環として、授業料、受講料の軽減措置の創設と手続きの簡素化が課題となった。

このため、1月31日には、住居が全半壊、全半焼、または主たる生計維持者の死亡、失業等によって生活基盤を確保できなくなった者を対象に授業料の免除措置を決定し、手続きについても可能な限り簡素化を図り、免除決定についても校長の判断で対処できることとした。今回の免除制度の創設にあたっては、市立や私立の高等学校等と整合性をとるため、市教育委員会や関係各部と協議した。(平成7年度末まで措置)

なお、マスコミ等への資料提供や教育関係機関との諸会議等、あらゆる機会をとらえて本制度の周知徹底を図った。

その結果、今回の措置による免除者数は平成6年度8,042人、平成7年9月末現在で11,961人となっている。

② 日本育英会の奨学生への応急採用

被災により生活基盤を喪失し修学上支援をきたす生徒の支援のため、1月18日、日本育英会に対して奨学生の応急採用の実施や出願手続きの際の便宜等について要望を行った。日本育英会は、1月19日、り災生徒を対象に奨学生の災害採用及び応急採用を実施することとし、兵庫県支部から23日、各高等学校長等に対して奨学生の募集を実施し、544名が採用された。

日本育英会奨学生災害採用状況

項目	学校数	志願者数 (採用者数)	被災の程度			
			全壊	半壊	一部破損	その他 (災害等)
平成6年度	114	335	174	93	41	27
平成7年度	96	209	93	77	29	10
計	210	544	267	170	70	37

③ 教科書等学用品の給与

(県立高等学校等)

1月24日から31日に教科書等学用品を必要とする被災生徒数の調査を行い、無償で給与したが、その経費については、文部、厚生大臣に対する要望にもかかわらず、災害救助法の適用にはならなかった。定時制及び通信制生徒の教科書・学習書の再給与については、2月15日文部省から弾力的な対応を図る旨の通知があり、国庫補助で措置された。

(公立小・中学校)

1月18日、被災各市町から補給が必要な教科書の概数の報告を求めたが、必要数の正確な把握が困難な状況のため、避難者数等の状況から推測し、小・中学校各学年5,000人分の教科書確保を文部省及び県教科書特

約供給所に依頼した。

他市町へ緊急転学した児童生徒にも文部省の指導に基づき、1月20日、各市町教育委員会に教科書無償給与の弾力的扱いを指示し、速やかに給与できるよう措置した。

その後、被災地城市町教育委員会の報告を受け、1月23日、合計41,000人分の教科書の補給を県教科書特約供給所に依頼した。また、学校が再開され次第、教科書が速やかに児童生徒の手に届くよう、関係各市町教育委員会へ指示した。1月23日より在庫分の教科書補給が開始されたが、教科書取次店の被災や交通事情のため、被災市町への搬入に手間取り、2月5日に各市町教育委員会への納入が完了した。

災害時の学用品の支給は、「災害救助法」による給与となるため、「無償給与法」による給与との仕分けに留意するとともに、他市町に転出の場合においても適用できるよう、各市町教育委員会に対し手続き等を周知徹底した。

なお、3月になっても児童生徒の転入学が予想されるため、文部省と協議し、教科書の無償給与の20日間の期間延長が認められた。

(県立盲・聾・養護学校、私立学校及び国立学校)

県立盲・聾・養護学校、私立学校及び国立学校についても補給が必要な教科書の概数の報告を求め、学校から報告があり次第、供給できるよう県教科書特約供給所へ依頼した。なお、県立盲・聾・養護学校でこの震災で新たに教科書等の学用品の補給が必要とする学校はごく一部であったため、就学奨励費で購入するなど早急に対応した。

④ 高等学校入学者選抜への対応

平成7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜日程の変更

1月23日、交通途絶等の影響や私立高等学校の入試日程の変更等を配慮して、平成7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜日程を次のように変更した。

農業・水産に関する学科、専門学科……
2月3日→2月13日

英語科・コース、理数コース、単位制課程(全日制)…… 2月17日→2月22日

一般入試の願書受付期間…… 2月21日～23日→2月28日～3月2日

志願変更期間…… 2月25日～3月1日→3月3日～5日

推薦入学の実施に係る臨時的措置

2月3日及び2月17日の推薦入学の実施について、日程を変更したほか、入学願書の郵送による出願、検査開始時刻の繰下げ、遅刻者に対する弾力的取扱い等を関係公立高等学校長に通知した。

入学考査料の納入の猶予

2月9日、私立高等学校の入試日程の変更に伴い、公立高等学校の出願最終日の前日まで合格発表のない県内の私立高等学校への出願者に対して、県立高等学校への出願時における入学考査料の納入を猶予することとした。

学力検査等の実施に係る臨時的措置

○ 通学区域外に避難している生徒で、志願先高等学校での受験が困難となった者

に対して、県立鈴蘭台高校他25校と大阪府立大手前高校の計27会場を指定して受験できることとした。志願変更終了の時点で大阪会場を含め11会場39名の希望者があった。また、校舎の損壊等のため5校が検査場所を変更した。

○ 被災生徒は、避難先の通学区域の高等学校を受験することができることとし、合格した生徒は当該高等学校の生徒募集定員の外数とした。これには22校と5総合選抜学区、計52名の希望があった。また、被災のため合格した高等学校に通学できない場合は、当分の間、避難先の通学区域内の希望する高等学校に通学できることとした。

○ 学力検査の開始時刻を1時間繰り下げたほか、被災した生徒については、調査書に被災状況副申書を添付することができることとし、合否判定にあたって被災した生徒については、被災状況副申書を勘案して総合的に判定することとした。

○ 出願していたが被災により受験できなかった生徒や被災により出願できなかった生徒について、特別検査を実施することとしたが、結果的に出願者はなかった。

ウ 被災した大学生への支援対策

① 県立大学の授業料等の免除

学費負担者が亡くなったり住居が全半壊又は全半焼したために授業料等の納付が困難となった者については、2月1日、平成7年度授業料や入学料の免除を決定した。

また、国立大学や他公立大学でも被災者を対象とした授業料等の減免が実施された。

② 県立大学の入試出願方法の変更等

神戸商科大学、姫路工業大学、及び県立看護大学では、姫路工業大学県立看護大学では、2月1日必着の一般選抜出願を当日の「消印有効」に変更したほか、電話やファックスによる出願も認めた。

なお、姫路短期大学でも出願期限を1月20日から2月1日に延長した。

また、神戸商科大学では、同大学の他に大阪にも入試会場を設けることとし、また、姫路工業大学理学部では、神戸から大阪に入試会場を変更して受験者の利便を図った。

③ 大学入試の取扱い(県立大学特例入試、入学考査料の免除)

兵庫県南部地震で被災した受験生のため、全国の国公立大学は通常日程に加え3月下旬から4月上旬の間に特例的な入試を実施することとした。

この入試では、当該大学を志願して受験できなかった者だけを対象に実施する方式(再試験)から、被災者で大学入試センター試験を受験している者はすべて受験できる方式(再募集)まで各種の方式があったが、県立大学ではできるだけ幅広く救済できるように、後者の方式によって特例入試を行うこととし、また、原則として入学考査料は免除することにした。

エ 社会教育施設における被災児童生徒への支援

各社会教育施設において、受験期を控えた被災児童生徒たちに学習場所を提供した

ほか、県立社会教育施設ではそれぞれの施設が特色を生かして被災児童生徒への支援に努めている。例えば県立図書館においては、所蔵しているフィルムを持って2月19日に県立夢野台高校、3月5日に淡路の一宮町で映画会を開催したり、日本図書館協会等に対して被災地に図書を提供を呼びかけた結果11万冊の提供があり、被災地に図書を配本した。

また、県立姫野台生涯教育センターでは、被災児童生徒が一日も早く元気を取り戻すよう、3月25日からユースセミナーズプリングスクール「がんばれ ひょうごっ子」を開設し、スポーツ活動、創作活動を共に楽しむ機会を提供した。

オ 私立学校の児童生徒への支援等

地震の発生が中学入試又は高校入試の直前であったため、各私学とも予定通り入試を行うべきか判断を迫られることになった。震災の混乱のなか各私学とも相互の情報交換が行えず対応に苦慮していたため、県下の私立中・高等学校の集まりである兵庫県私立中学高等学校連合会において統一的に検討するよう、県として要請した。同連合会は、1月25日に校長会を開き、被災地の受験生にとって不利益にならないよう入試期日を半月から1か月遅らせることを決定した。

震災により教科書をなくした児童・生徒に対して、義務教育である小中学校では公私を問わず災害救助法が適用され国による無償給与されるが、高等学校では国による救済制度がなかったため、公立高校とともに私立高校に通う生徒についても、なくした教科書を学校が無償給与した場合には要した費用の全額を県が補助することとした。

さらに、2月20日に、学費負担者の死亡、住宅の全・半壊等により授業料等の納付が困難となった生徒に対して授業料等の軽減を行った幼稚園から高等学校までと大学入学資格付与の高等専修学校へは、授業料等軽減特別対策として県が経常費補助等で支援することを公表した。

その後、財団法人阪神・淡路大震災復興基金で私立専修学校（大学入学資格付与の高等専修学校を除く）と外国人学校に対しても授業料等軽減補助を実施することとした。

カ 相談体制

① 被災者電話教育相談の開設

被災した児童・生徒や保護者の教育相談に応じ、情報の提供や助言・指導を行うため、フリーダイヤルの電話相談窓口を開設して指導主事が相談にあたることとした。

開設期間は、1月30日(月)から3月31日(金)までの61日間とし、午前9時から午後7時まで祝日・休日も休まず実施することとした。

開設当初は相談が殺到し、1週間を経過したあたりから20件前後で推移している。転入学の相談が最も多く、はじめは避難先への手続きの相談が多かったが、日が経つにつれて元の学校への復学のための相談が多くなってきた。そのほか、転校に伴う児童・生徒の不安に関する相談や授業料の減免に関する相談が日が経つにつれ多くなっ

ている。1月30日から3月31日までに911件の相談があった。

② 被災児童生徒の心の理解とケア事業の実施

このたびの兵庫県南部地震により、多くの子どもたちが死傷者を目の当たりにしたり、自宅が倒壊するなど、大きな精神的ショックを負っている。また、余震に対する恐怖の中で厳しく困難な生活を余儀なくされている。

このような子どもたちの心のケアに資するため、1月20日から児童生徒の被災状況(死者数、避難者数等)について聞き取り調査を行うとともに、県立精神保健センターとの緊密な連携のもとに関係部局と協議調整の上、対策を推進することとした。

2月2日、北海道教育大学藤森助教授夫妻から北海道沖地震の体験をもとに作成された「危機介入ハンドブック」、また3月20日には、日本小児精神医学研究会から「災害時のメンタルヘルス」の寄附を受け、心の理解とケアについての参考資料の一つとして各学校へ配布し、子どもたちへの心のケアについて格別の配慮を依頼した。

2月4日、文部省の配慮により日本医師会(精神科七者懇談会)から精神科医の派遣が可能となったことから、2月20日から3月24日まで、県下3か所(県教委事務局、阪神教育事務所、神戸市教委事務局)に精神科医を配置した相談窓口を設置して、児童生徒、保護者、教職員を対象とした「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア事業」(相談事業)を展開し、263件の相談に対応した。

さらに、2月21日と23日に、被災地の学校及び被災児童生徒を受け入れた学校の校長等を対象に、県下2会場で近畿大学教授・花田雅彦氏、京都大学名誉教授・河合準雄氏を講師として「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会」を開催した。研修会は参加校数875校、1,310名で、参加者は熱心に質問するなど、この課題への関心の強さと決意が感じられた。

平成7年度においては、5月から8月にかけて、直接子どもたちに接する県下公立学校教職員を対象に、県下7会場で研修会を開催し、「中期的に起こりうる子どもの心身の変化とその対応」について、県立精神保健福祉センター杉浦康夫所長他6名の専門家の指導を受けるとともに、各学校における事例発表及び研究協議を通して、参加者1,072名が児童生徒に対する心のケアに関する指導力の向上を図った。

さらに、教職員が日常の子どもたちの心のケアにあたるための指導資料を、専門家、学校関係者の協力を得て作成すべく作業を進めているところである。

③ 教職員のメンタルヘルスケア事業の実施

このたびの震災において、避難者への救援活動に加えて、学校教育活動の再開等に向けての教職員の心労は計り知れないものがあった。

教職員の心身の健康を保持増進することは、単に教職員本人の問題にとどまらず、教育上児童生徒等への影響からも重要であ

るため、7月から、「教職員のメンタルヘルスケア事業」として、主に避難所となった県立学校及び支援活動に派遣された教職員を対象に、精神科医等の専門家を県下10校に派遣し、継続的な相談事業を展開しているところである。

キ その他の支援事業

① 文化財レスキュー

「文化財レスキュー事業」を文化庁・東京国立文化財研究所などの国関係機関及び文化財・美術関係団体の協力により「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」を設置して実施した。この事業は、県内の社寺、個人の住宅及び博物館・美術館・資料館等の被災に伴う文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とし、県内又は周辺府県の博物館等施設において一時保管を行った。

救援の対象とする文化財は、絵画・彫刻・書籍・考古資料・歴史資料など国・県・市町指定文化財をはじめ、未指定の文化財などとし、救援は、所有者からの要請により行い、その費用は無償とした。

救援事業について、マスコミ等を通じて広く周知を図る一方、市町教育委員会、市町史編纂室、歴史資料館、美術館等から被災状況等の情報を得ることに努めた。

平成7年2月17日から4月27日まで70日間にわたり事業を行った結果、救援依頼は35件あり、そのうち救援を実施したのは、半壊したアトリエから救出した故中山岩太氏の写真等をはじめ16件である。内訳は写真1件(ダンボール箱40個、約500点)、有形民俗文化財1件(ダンボール箱20個)、古文書等7件(ダンボール箱53個以上)、画像5件(国・県・町指定の各1体を含む29体)、美術館収蔵品2件(仏教美術品、近代絵画235点)である。

参加した機関や団体は40以上、参加人員は、博物館の学芸員、修復専門家を含むボランティア等約600名以上にのぼった。

② 図書レスキュー

阪神・淡路大震災に伴う家屋倒壊等により貴重な図書、文献資料等が廃棄、散逸することを防止するとともに、被災した図書等の有効利用を促進し、広く県民の利用に供するために公立図書館等への受入れを行った。明治以降の貴重な図書等(郷土資料や専門書等)については県立図書館で、明治以前の歴史的文献資料については県立歴史博物館を窓口として、4月1日より5月20日まで受け付け、引取り作業を実施した。

その結果、神戸市・明石市・芦屋市・西宮市から44件の問い合わせがあり、14,135冊を引き取っている。図書の内容としては、文学全集・美術全集が大半を占めたが、建築関係の専門書や短歌の個人歌集の貴重なものもみられた。引取り図書については、台帳記載後、分野・内容、保存状態を調べ、専門図書については県立図書館の蔵書とし、一般図書等については、市町立図書館や公民館図書室の協力用図書として活用しており、関係者からも高い評価を受けている。

(3) 教育施設の復旧に向けた取組

(県立学校)

前述の被害状況に鑑み、1月21日に緊急対策の実施について各学校長あてに通知し、ガラス修理、給排水設備の改修など応急整備を指示するとともに、被害の大きい学校については建物の危険度調査を実施し、使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努めた。

続いて、被害の大きい県立学校73校について早急に被災度調査を完了し、実施設計に着手して1日も早い改修工事に取組むこととした。なお、この調査にあたっては他府県から5人の職員の応援派遣を受け、対処した。

4月1日以降も他府県から総勢13名の技術職員の応援を受け、早期復旧に向け取り組んでいるところである。

(市町立学校)

市町立学校については、各市町教育委員会に電話連絡により、児童生徒の安全確保を最優先に応急整備を実施するよう指導した。当初担当職員が人命救助等に従事し本来の職務にほとんどつけない市町もあったことから、1月30日から2月3日にかけて文部省や他府県の技術職員37人の応援を受け、7市町124校の応急危険度調査を行い二次災害の防止に努めた。これらの調査を踏まえて、7年度からの教室確保に必要な仮設校舎等の建築計画を策定し、直ちに仮設校舎の建築に着手した。

公立学校の災害復旧に係る文部省、大蔵省の災害現地調査が3月6日から10月13日にかけて行われ、合わせて早期復旧に向けて工事が進められている。

(私立学校)

1月下旬から2月にかけて、学校側の要請により、文部省の技官が被災学校の危険箇所を確認するため、約90校を調査した。

平成6年度予算の2次補正により、国は、学校教育法1条校に対して激甚災害国庫補助の予算を確保する(補助率2分の1)とともに、学校法人が設置する専修学校及び外国人学校に対し新たに国庫補助制度(補助率2分の1)を創設することを決めた。従来対象となっていなかった応急仮設校舎の建築費等も対象とされることとなり、復旧に弾みがつくようになった。2月中旬には文部省の災害復旧事業事務処理説明会が県下で開催され、事業計画書の提出、文部省の調査、補助金の交付申請、補助金の交付決定、補助金の支払等と事務が進んでいく。11月末で文部省の現地調査が終了し、大学も含め273校が国庫補助申請を行う見込みである。

また、外国人学校を含む学校法人立私立学校等に対して、日本私学振興財団による災害復旧のための長期かつ低利の融資制度が新設されたほか、運営資金についても従前より長期かつ低利な融資が受けられることとなり、一部の学校では既に融資が実行されている。

(社会教育施設)

被害状況の確認により、広範囲でしかも甚大な被害が明らかになりつつあったこと

から、1月20日社会教育施設関係として国あてに緊急要望事項をとりまとめた。その内容は①激甚災害法の適用②県・市町の復旧事業に関する負担の軽減③事務の簡素化である。その後、国の取組の進展状況を踏まえ、1月25日、国の現地対策本部を通じ①激甚災害法にかかる補助率の引き上げ②私立の社会教育関係施設(財団立の博物館、体育館等)の激甚災害法の適用を要望した結果、激甚災害法の適用のほか、県及び県内の8市7町が特定地方公共団体の指定を受けた。また、法の適用を受ける施設として新たに少年自然の家、婦人教育会館、視聴覚センター、柔剣道場等への拡充が図られた。更に、自治省の省令改正により、激甚災害法に基づく国庫補助の地方公共団体の負担分についても、単独災害復旧事業債及び従来学校のみとなっていた補助災害復旧事業債の社会教育関係施設にも拡充が図られた。

国の災害対策としての平成6年度補正予算の編成を受けて、各関係市町に対する国庫補助金の申請事務担当者説明会が、2月16日文部省の出席を得て三田市民会館において開催され、3月6日計画書の提出、同13日より17日まで計画書に基づき現地調査が実施された。3月20日以降に補助金の内定通知、交付申請書の提出、交付決定通知等の事務を行った。4月に入り、実績報告書の提出を受け額の確定、精算事務を行った。

平成7年度においては、4月11日に計画書の提出を受け、同17日より5月12日まで計画書に基づく現地調査が行われた。6月7日補助金の内定通知があり、7月4日交付申請書を提出した。

私立博物館については、平成7年8月28日に私立博物館災害復旧事業補助金交付要綱が制定され、財団法人阪神・淡路大震災復興基金による支援が行われることになった。これに関する申請事務説明会を、9月18日に申請事務の窓口となる各関係市町に対して行い、10月13日には各関係市教委及び対象施設に対して行った。

(社会体育施設)

県立施設のうち文化体育館(神戸市)は、半壊したスポーツ館を取り壊して新築復旧するとともに、アリーナ等に大きな損傷を受けた本館を補修復旧することとしている。

海洋体育館(芦屋市)は、4月から業務を再開しているが、5月下旬から実施されている護岸の復旧工事に加え、隆起、陥没した艇置場、陸揚げスロープ等の本格復旧工事を実施することとしている。

総合体育館(西宮市)は、建物の被害がほとんどなかったため、営業にはほとんど支障がなかったが、駐車場周辺に液状化現象、通路等に隆起、亀裂が発生したので復旧工事を実施した。

弓道場(明石市)は、本館屋根瓦の損傷、あづちの一部崩壊など大きな被害を受けたが、平成6年度中に復旧工事を終え、4月から営業を再開している。

市町立施設では86施設に被害があったが、うち56施設が激甚法に規定する市町の施設であり、そのうち27施設(7市2町)が文部省

補助を受けて復旧することとしている。これ以外の施設についても他省庁の補助を受けるなどして早期に復旧することとしている。

(文化財)

今回の阪神・淡路大震災では、国・県・市町指定文化財をはじめ多数の貴重な文化財が一瞬の内に倒壊、損傷した。このため、指定文化財の被害状況を早急に把握し、個々の文化財について、復原・修理等の基本的な復興計画を作成することと被災した文化財等を緊急に保全し、損壊建物の撤去等に伴う貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することに努めた。

具体的には、阪神・淡路大震災直後の交通の途絶した1月19日から調査を始め、被災市町教育委員会への問い合わせ、文化庁担当官(建造物課・美術工芸課・伝統文化課・記念物課)及び近畿2府3県の専門職員の協力を得て、市町の職員と共に国・県指定文化財等(建造物・美術工芸品・有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区)について被害状況調査を実施した。

調査の結果、国指定文化財は指定物件546件の内45件、県指定文化財は717件(内指定解除3件を含む)の内54件を数えた。

被害は建造物に多く、神戸市においては太山寺を始めとする中世からの社寺建築物群、酒処として世界に知られる「灘五郷」の酒蔵群、慶応3年の神戸開港とともに新しく建設された神戸居留地の姿を残していた「旧神戸居留地十五番館」、異人館の並ぶ重要伝統的建造物群保存地区の「神戸市北野町山本通」、大正時代から昭和初期にかけての神戸・阪神間の近代住宅群等特色ある文化財が被害を受けた。

このほか、地域の歴史とともに生き、住民に支えられてきた社寺建築・近代建築や石造文化財等も多数守られてきていたが、今回の地震でその多くが被害を生じ、歴史的な景観が一変したところも少なくない。

3月10日、兵庫県文化財保護審議会において「文化財の早急な復旧を図るため、現在の指定文化財に対する補助制度について、予算確保に努めることはもとより、所有者負担の一層の軽減を図るため、補助率のかさ上げや新たな支援の仕組みについて検討していただきたい。その際、未指定文化財に対しても、何らかの配慮が図られないか、検討を求めたい」旨の緊急提言があった。

平成7年度に入ると、被災を受けた国・県指定文化財の復旧を進めるにあたり、9年度までの3か年計画を原則として行うこととし、旧神戸居留地十五番館など国指定文化財等27件、重要伝統的建造物群保存地区1件(32棟)の計28件と六甲八幡神社など県指定文化財等22件の復旧事業を実施することとした。ただし、重要伝統的建造物群保存地区内の、個人住宅の修復は、平成6年度より国庫補助事業により緊急対応し、同8年度終了を目指して進めている。

また、文化財所有者の負担を軽減する趣旨から、災害復旧に係る国庫補助のかさ上げ、あるいは「阪神・淡路大震災復興基金」や運輸省の管轄するモーターボート収益金による助成、民間資金として文化財保護振

興財団による助成を得て文化財の災害復旧を行っている。

助成措置の方策としては、まず交付税等による復興基金により、早急な復旧支援のため、個人・法人所有者の負担軽減措置として国・県・市町指定文化財災害復旧事業の所有者負担額の1/2を助成する予算措置を行った。また、未指定文化財の内、建築学会が調査した景観形成建築物及び同候補物件、並びに市町指定文化財候補物件についても、歴史的建造物所有者の復旧意識の啓発を図るとともに、負担軽減措置として270件余の助成の予算措置を行った。更に、文化財保護振興財団の協力により、修理費の募金活動を行い、文化財保護意識の啓発に伴う国民的支援の醸成を図るとともに、行政対応の困難な対象への補完的助成について協議している。

加えて、震災により解体する運びとなった未指定文化財である旧三原郡役所の保存にも努め、将来開校する「海の自然学校」への移築について検討している。

(4) 授業再開に向けた取組（授業再開方法） （県立高等学校）

分校方式、近隣高校での混合授業方式、暫定的転校方式、昼間2部授業、時差通学、春季休業期間等の集中授業、自宅で課題学習等を検討し実施した。

（公立小・中学校）

単独開校が困難な学校については、臨時校舎方式、近隣校の合併方式、近隣校への分散方式、臨時通学区区域方式等の方法を組み合わせ、昼間2部授業、時差通学等を検討し実施した。

（県立盲・聾・養護学校）

登校可能な児童生徒に対する一部授業、公民館や福祉施設等での分散授業、スクールバスの運行コース変更、弁当持参での短縮授業等を検討し実施した。

(5) 教育の復興に向けた取組 ア 防災教育検討委員会の設置

平成7年3月8日、阪神・淡路大震災における教育活動の記録と検証を通して、その課題を明らかにするとともに、新たな防災教育の指導内容・指導方法を確立するため、被災地の公立学校15校（小学校6校、中学校6校、高等学校2校、盲学校1校）を防災教育協力校に指定し、同日、第1回協力校会議を開催した。

また、3月17日・22日・23日に協力校等を対象に防災教育座談会を開催するとともに、3月24日～30日には、兵庫教育大学の徳山明教授の指導の下、同大学院生等による協力校への聞き取り調査も実施した。

4月25日、河合雄氏（国際日本文化研究センター所長）をはじめとする11名の学識経験者からなる防災教育検討委員会を設置し、震災の投げかけた課題を、

- ①災害時における学校が果たす役割と防災機能の強化に関する事
- ②学校における防災教育の在り方に関する事

③児童生徒の心のケアに関する事に整理、協力校を中心に3部会に分けて検討を進めることに決定した。

7月12日の第2回防災教育検討委員会では、協力校における教育活動の取組事例をまとめた「中間報告書」が部会別に提出され、そこから課題と問題点を抽出し、「防災教育の課題（中間まとめ案）」を作成、これに基づいて協議を行った。この結果を受けて、各部会は報告の見直しと課題の協議を行い、「部会報告書」として、検討委員会に提出。これらの報告などをもとに、10月17日に開催された第3回防災教育検討委員会において提言がまとめられ、河合委員長から県教育委員会に提出された。

「兵庫の教育の復興に向けて（提言）」の項目

- 1 災害時における学校が果たす役割と防災機能の強化
 - ①学校施設の防災機能の充実
 - ②災害時における学校の果たす役割
 - ③学校教育機能の回復
- 2 学校における防災教育の充実
 - ①防災体制の整備・充実
 - ②新たな防災教育の推進
 - ③震災体験を生かした教育の推進
 - ④ボランティア教育の推進
- 3 心の健康管理
 - ①心のケアの充実
 - ②専門機関との連携システムの確立
 - ③指導力・実践力の向上
 - ④家庭・地域社会との連携の強化

イ 記録集等の作成

この度の大地震では、教育の場においても多くのかけがえのない児童生徒や教職員が犠牲となっただけでなく、教育施設にも甚大な被害を受けた。しかしながら、そうした中であっても被災地の多くの学校が避難住民の身の安全と生活の拠り所として大きな役割を担った。その中で校長をはじめ教職員が学校再開に向けてどう取り組んだか、また児童生徒はどう受けとめたか等、兵庫の教育の復興への記録を後世に伝えるとともに、新たな防災教育への提言を全国に発信するため、記録集「震災を生き延びて一大震災から立ち上がる兵庫の教育」を平成8年1月17日に発行する。

また、防災教育協力校の協力を得ながら、児童生徒の安全を確保するための教師用の防災教育手引書を作成し、県下の公立学校に配付する。

ウ フェニックス・ライブラリーの開設

県立図書館では、従来から兵庫県に関する図書等刊行物については「郷土資料」として積極的に収集・保存を行ってきたが、特に今回の震災が阪神・淡路を中心とした未曾有の大災害であったことから、震災に関する図書・雑誌はもちろんのこと各種チラシ・パンフレットを含むすべての刊行物を収集対象として貴重な記録の保存に努めるとともに、広く県民の利用に供していくこととした。このため各種メディアを活用し、市町、学校、企業の外各種団体やボラ

ンティアグループ等へ震災資料提供の呼びかけを行ってきた。その結果、関係図書・雑誌の外、ミニコミ誌、パンフレットやチラシの提供があいついでおり、こうして提供された資料については、県立図書館の郷土資料室内に、11月30日開設した震災図書コーナー（「フェニックス・ライブラリー」）において公開展示しており、関係者の注目をあびている。

エ 埋蔵文化財の緊急調査

阪神・淡路大震災による埋蔵文化財の直接的な被害は、周知の遺跡内の悉皆的踏査によっては確認されなかったが、復旧・復興に伴う掘削事業による遺跡の損壊が予測された。

このため、周知の遺跡内の倒壊家屋等が復興される際に、発掘調査を要すると想定される234haを基礎資料として対応策をたてることとした。

そのうち、ライフラインの復旧や仮設住宅の建設、あるいは倒壊建物等の瓦礫撤去のための工事については、すでに発掘調査を終えた場合が多く、また未調査であっても損壊は最小限に止まると予測されることから、当分の間（平成7年5月末日までに着工するもの）、発掘通知及び届けを要しないこととした。（平成7年2月23日 庁保記第144号 文化庁次長通知）

さらに、復旧事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについても、早急な復興が急務であるとの認識を基本とする原則を踏まえつつ、被災地の実情に合わせて、適切な措置を執ることとなった。（平成7年3月29日 庁保記第144号 文化庁次長通知）

県教育委員会は、上記の文化庁通知を受けて、埋蔵文化財の具体的な取扱いを定めるとともに（平成7年4月28日 教社文第191号 兵庫県教育長通知）、その円滑な推進には、発掘調査に従事する調査員及び発掘調査経費の確保が不可欠と判断されたことから、関係方面と協議を行った。

調査員の確保については、文化庁及び近畿圏文化財担当部局に支援要請を行うとともに、全国知事会及び災害対策本部を通じて、全国都道府県埋蔵文化財専門職員の派遣要請を行った。その結果、平成7年4月1日に25名、10月1日に10名の支援を受けた。

また、発掘調査経費の確保については、予測される発掘調査に要する経費のうち、すべての確認調査経費、被災した個人の住宅（従前から国庫補助対象）、被災住民に住宅を供給する民間事業等が国庫補助事業（国1/2、県1/4、市町1/4）として対応できることとなった。

発掘調査の実施は、被災地域に隣接して建設される「復興住宅」（三田市北摂ニュータウン内住宅都市整備公団事業等）に伴う発掘調査から開始されている。また、市町担当の発掘調査事業への支援については、神戸市（須磨区大田町遺跡等）、伊丹市（伊丹郷町・有岡城遺跡）、尼崎市（道ノ下遺跡）、西宮市（高畑遺跡）、芦屋市（打出岸遺跡等）、川西市（加茂遺跡）などで行っている。